

# ジャパングラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

## 1月度理事会議事録

### 餅つき新年会、詳細を決定

大勢の会員の皆さんの参加をお願いします、もちろんゲストも大歓迎です

2009年最初の理事会は1月7日(水)6時30分から日米会会議室に於いて開かれました、なお今月の討議内容は下記の通りです。(出席理事8名でした)

#### 「2月の餅つき新年会」について集中討議する

今年の「餅つき新年会」は、2月1日(日)に昨年同様ジャパングラブ・北加日本文化コミュニティ・センターで開催されます、当クラブ最大の催し「餅つき新年会」が素晴らしい親睦の催しとなるよう、具体的に詳細を討議決定いたしました。今年のエンターテイメントには、新年にふさわしい素晴らしいグループをお招きしました、きっと皆さんに楽しんでいただける事でしょう。

#### その他

- 今月号にはサンフランシスコ総領事館で出来る種々の届け出手続きの中から出生届け、婚姻届(2つのケース)について掲載します。さらに来月号に続きとして離婚届と死亡届について説明します。

次回理事会は、2009年2月4日(水)に日米会地階会議室に於いて6:30より開かれます。

## 明けましておめでとうございます。

私は正月を日本で過ごしています。初詣は芝増上寺に行きましたが、今年の正月休みは好天に恵まれ大勢の参拝客が来ていました。それを見る限り世界的経済危機も大したことはないように見受けられましたが、賽銭箱の前で真剣に手を合わせている人々の心のうちはこれから何が起るか不安で一杯だったかも知れません。

そんな日本の世相を表す3つの言葉をご紹介します。或いは皆様もご存知かも知れませんが、年末に発表された2008年の「新語・流行語大賞」は「グー!」と「アラフォー」で、「2008年の漢字」は「変」でした。「グー!」は私の知らないエド・はるみと言う芸人の発した言葉だそうです、ある人に言わせるとそれはやけくその叫びであり、それなりに今の世相を反映しているそうです。「アラフォー」は色々な意味で目立つ40歳前後の女性を意味し、私の娘2人がそれに当たるのでその存

在感は十分理解できます。しかし、それは同時に今の日本の社会での成年男子の存在感の希薄さも表しているとも言えましょう。

「変」はオバマ新大統領の「チェンジ」と同じですが、日本でも何かを変えなくてはならないと言う気持ちが社会の底流にあります。

こう考えると一見穏やかに見える初詣風景は単に嵐の前の静けさなのかも知れません。その点は日本もアメリカも変わりません。何が起ってもそれを乗り越えられるように日ごろから心の準備をしておくことが大切です。

新年が会員の皆様にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げます。

ジャパングラブ会長 上野正安

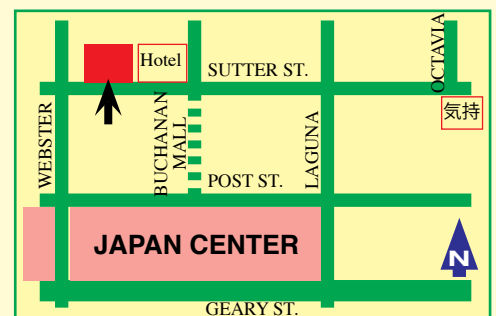
## お餅を自分の手をついたことがありますか?

「ジャパングラブ・餅つき新年会」は絶好のチャンスです、杵を握って実際に餅つきが出来ます。

そして、ひと杵毎に一年の健康と家内安全を祈願しましょう。さらに今年も新年を祝うにふさわしいエンターテイメントが用意されています、どうぞお楽しみに!!

ジャパングラブの一番大きなイベントである餅つき新年会は2月1日(日)に開催されます、同時に毎年恒例の粕汁、いなり寿司、キムチ、サラダなど沢山用意されています。

申し込み用紙は今月号のニュースレターに同封されていますのでぜひ1月26日迄に申し込んでください。



皆さんの・質問・疑問・不安にお答えする

サンフランシスコ総領事館で出来る

# 今回は婚姻・出生届け手続きについて

2回に分けて  
説明します

戸籍に関する諸々の届け出のほとんどが総領事館の窓口で出来、外務省を通じて申請者の本籍地の市町村役場に送られますので、申請の為の帰国の必要はありません。今回はそんな届け出の手続きの中から婚姻・出生届けについてお伝えします。引き続き来月は離婚・死亡届について説明する予定です。尚、戸籍に関する届け出の申請手数料は無料です。

以下申請項目別に詳しく説明します。

## 1) 日本人同士の結婚による婚姻手続き

届出は、領事館窓口備え付けの届出書3通に下記の書類を添えて、当館窓口へ提出してください。郵送による届出も可能です(電話番号等の連絡先を明記してください)。

### 必要書類

婚姻届出書 3通

カウンティ発行の婚姻証明書 3通

カウンティの認証印のあるもの(原本)を1通、他の2通は写しでも構いません。

上記婚姻証明書の和訳文 2通

必ず翻訳者を明記してください。

夫、妻双方の戸籍謄(抄)本各3通

6ヶ月以内に発行されたもの

届出書の請求方法

届出書及び記載要領等を当館で準備しております(ホームページからダウンロードはできません)。予め届出書の受領を希望される方は、直接当館窓口申し出るか、届出書の請求用紙をダウンロードして記入したうえで、1.34ドルの切手を貼った返信用封筒(9 x 12インチ)を同封して郵便にて請求してください。

その他

日本式の婚姻届けも可能です。この場合は、夫、妻双方の戸籍謄(抄)本各3通のほか証人2人が必要です。

## 2) 日本人と外国人の結婚による婚姻手続き

届出は、当館窓口備え付けの届出書2通に下記の書類を添えて、当館窓口へ提出してください。郵送による届出も可能です(電話番号等の連絡先を明記してください)。新戸籍の氏を配偶者の氏に変更されることを希望する方は、婚姻届とは別に「外国人との婚姻による氏の変更届」が必要です。

### 必要書類

婚姻届出書 2通

カウンティ発行の婚姻証明書 2通

カウンティの認証印のあるもの(原本)を1通、他の1通は写しでも構いません。

上記婚姻証明書の和訳文 1通

必ず翻訳者を明記してください。

日本人の戸籍謄(抄)本 2通

6ヶ月以内に発行されたもの

配偶者の国籍を証明する書類 2通

米国籍の方は出生証明書、それ以外の国籍の方は旅券 原本及び写し2枚。

上記国籍証明書の和訳文 1通

必ず翻訳者を明記してください。

届出書の請求方法

届出書及び記載要領等を当館で準備しております(ホームページからダウンロードはできません)。予め届出書の受領を希望される方は、直接当館窓口申し出るか、届出書の請求用紙をダウンロードして記入したうえで、1.34ドルの切手を貼った返信用封筒(9 x 12インチ)を同封して郵便にて請求してください。

その他

外国人との婚姻に因る氏の変更届は婚姻後6ヶ月以内に限り届出が可能です。6ヶ月を過ぎた後に氏の変更を希望される場合には日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

## 3) 子供の出生届けの手続き

米国内で子供が生まれると、米国は生地主義をとっているためその子は自動的に米国籍を取得します。出生時に父又は母が日本国籍を保持している場合には、出生の日を含めて3ヶ月以内に在外公館に出生の届け出をし、同時に日本国籍の留保の意思表示をしないと日本国籍を喪失することとなります。

届出は、当館窓口備え付けの届出書2通に下記の書類を添えて、当館窓口へ提出してください。郵送による届出も可能です(電話番号等の連絡先を明記してください)。

### 必要書類

出生届出書 2通

カウンティ発行の出生証明書 2通

カウンティの認証印のあるもの(原本)を1通、他の1通は写しでも構いません。3ヶ月以内に入手できない場合には、出産した病院発行の出生証明書2通。この場合、子の氏名、性別、出生年月日時分、出生の場所(病院名、番地)父母の氏名が記載されていることが必要です。

上記出生証明書の和訳文 1通

必ず翻訳者を明記してください。

子の名に使用できる漢字

出生届における子の氏名には「常用漢字」と「人名用漢字」を用いることができます。使用できる漢字は以下をクリックしてご確認ください。

届出書の請求方法

届出書及び記載要領等を当館で準備しております(ホームページからダウンロードはできません)。予め届出書の受領を希望される方は、直接当館窓口申し出るか、届出書の請求用紙をダウンロードして記入したうえで、1.34ドルの切手を貼った返信用封筒(9 x 12インチ)を同封して郵便にて請求してください。

その他

親の本籍地が不明であったり、誤りがある場合は、戸籍の処理に時間を要する場合がありますので、あらかじめ本籍地を確認しておくようお願いいたします。

【注】

- 1) 米国民権を取得した人が、戸籍抄本が必要になった場合は本籍地の市町村役場で「除籍抄本」と言う形で受給できます、但し総領事館では入手できません。
- 2) 配偶者が死亡した場合、相続を受ける人への相談も総領事館では受け付けません。
- 3) 市民権を取得した人が、日本国籍を再取得したい場合の手続きも総領事館では行なっていません。

尚、ご質問のある方は総領事館領事班 (415) 777-3533 に連絡してください。

会員の皆さんからの

・質問・疑問・不安に思っている事・興味のある事  
などなど或は他の会員の皆さんに教えてあげたい

面白い話、耳より情報

など、どんな事でも結構ですどしどし

事務局までお知らせください